

令和8年度 札幌市立美香保中学校 いじめ防止基本方針

札幌市立美香保中学校

1 札幌市が目指すいじめ防止のビジョン

いじめという行為は、人権侵害行為で許されるものではなく、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」との認識をもち、子どもたちが自主的な活動を通して、いじめの問題について主体的に考えることが重要である。

また、法の基本理念に基づき、学校・家庭・地域が一体となって、社会総がかりでいじめを生まない土壌を作っていくべきである。

そこで、下記のいじめ防止のビジョンを掲げ札幌市全体でいじめ防止に取り組んでいく。

学校・家庭・地域総ぐるみで、
いじめは「しない・させない・許さない」

2 いじめ防止基本方針策定についての基本的な考え方

「いじめ」は、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

そのような「いじめ」から一人でも多くの子どもたちを救うためには、子どもを取り巻く私たち大人一人一人が「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ことを踏まえたうえで、「いじめは絶対に許されない」「いじめられた子供たちを守り通す」との姿勢・意識を強く持たねばならない。従って、本校における基本方針も当然この考え方に基づいたものとなっている。

本校では、さらに次のことを念頭に置いて基本方針策定にあたった。1つは、学校が子どもたちにとって安心・安全に生活できる場所でなければならないこと。2つ目に、子どもたちの状況や学校の方策等の情報を、保護者や地域に積極的に公開し、理解と協力を得なければならないこと。この点を再確認し策定された「いじめ防止基本方針」が、子どもたちの生命や人権を守る「道しるべ」として実効性あるものとなり、信頼される学校づくりへと導いてくれるものになると考える。

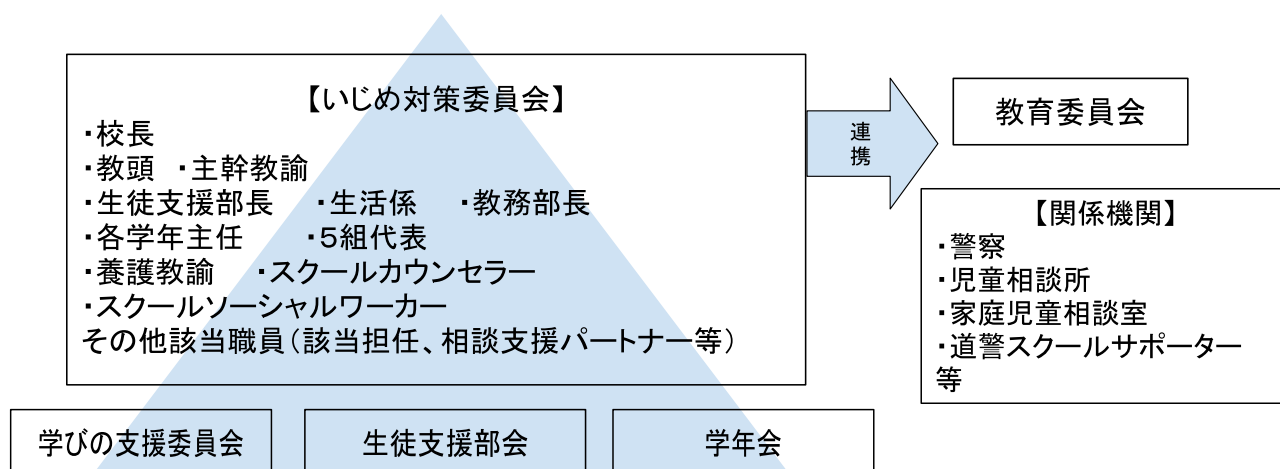
3 地域の実情

住宅街が広がる美香保地区には、歴史が古く、多くの町内会・自治会、連合町内会、各種の団体が組織されており、地域の環境美化、交通安全推進、伝統文化の保存活動、そして子どもの見守り活動など、住みよいまちづくりを目指す活動が行われている。生徒会や部活動が地域行事に参加したり、本校教員が地域巡回活動へ協力している。

4 学校の実情

全校生徒数は250名程度、学級数は特別支援学級を含めて9学級である。本校の生徒は、委員会活動や係活動に積極的に取り組む。主に美香保小学校、北光小学校の2校の小学校から本校に入学してくる。

5 いじめ防止対策組織



- (1) 組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下で行う。
- (2) 組織の中心を「生徒指導・いじめ対策委員会」とする。
- (3) いじめの疑いを把握した場合は、速やかに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催し、定例の会議で再度確認する。
- (4) 校長が不在の場合は、教頭及び主幹教諭が全体の調整を図り、責任者である校長に報告し決裁を得る。
- (5) 構成員がやむ得ず会議に参加できない場合には、個別に意見を求める。

「生徒指導・いじめ対策委員会」の主な検討・確認事項

- ①未然防止の施策について
- ②いじめの状況と対応について（認知、解消の件数、個別の対応状況）
- ③いじめアンケートについて
- ④その他 緊急時の対応

6 いじめ防止等に関する具体的な取り組み

(1) 未然防止

- ①学校安全計画に「いじめ防止」「命を大切にする指導」の位置付け
- ②道徳教育の充実
 - ・生命尊重・思いやり、個性の尊重寛容の精神を重視
- ③「学び合い」を重視した授業の推進
 - ・少人数グループ、集団学習での学び合いを適時取り入れる
- ④学校行事、学級活動における「認め合う場」の設定と生徒相互、担任等からの適切な評価
- ⑤職員会議・生徒指導研修会・学年会・校内学びの支援委員会等による生徒理解と情報の共有
- ⑥「子どもの命を見つめ直す月間（8月末～9月）」の取り組みの具体案策定
 - ・夏季休業明けすぐにアンケートを実施→必要な生徒と面談
 - ・「生命尊重」等を主題とした道徳の実施
- ⑦生徒会を中心とした生徒主体の活動
 - ・「～宣言」づくり
 - ・標語キャンペーン等 → 公募、掲示（廊下・教室）

- ⑧生徒対象（保護者）講演会の企画
 - ・命の大切さや情報モラルを題材とした講演
- ⑨スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携
 - ・悩みに対する対処方法等の授業等
 - ・個に応じた支援方法の検討
- ⑩教職員がゲートキーパーとしての素養を身に付けるための研修の充実
 - ・教育センターにおける研修
 - ・校内研修
- ⑪生徒理解のためのアンケート
 - ・調査の実施
- ⑫保護者・地域への「いじめ防止基本方針」への理解と協力を得るための活動
 - ・いじめ防止基本方針各種PTA集会・青少年健全育成会・学校だより

（2）早期発見

- ①「悩みやいじめに関するアンケート」の実施
 - ・6月（学校独自の調査）、11月（全市調査）
- ②夏季休業前後のアンケート
 - ・不安感を抱く生徒の状況把握と対応を図る
- ③教育相談週間の重視（年2回5月または6月、11月）
- ④情報共有の迅速化
 - 教職員間、保護者との連携
- ⑤生徒の見守り
 - 朝の登校挨拶、授業中の観察、休み時間の生徒とのコミュニケーション等
- ⑥養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談支援パートナー、学びのサポーター等との連携
- ⑦ネットによるいじめ発見のためのネットパトロールの活用

（3）いじめへの対処

【迅速、組織的な対応】

- ①発見者、認知者は担任や学年主任、生徒指導部長、教頭に事実を報告
- ②報告を受けた者は、内容を相互に確認し合い、臨時で校内いじめ対策委員会を開催し、対応を検討（教頭は随時、校長に報告）
 - *臨時対策委員会のメンバーは、基本的に集まれる対策委員全員とするが、即時対応が可能なよう、担任、学年主任、生徒支援主任、教頭など、限られた人員でも開催する。
 - *インターネット上のいじめの場合は、情報の拡散をできるだけ防ぐため、迅速に保護者と連携し、警察への相談
- ③関係生徒からの聴取と指導
 - *できる限り複数教師で対応 ・緊急性の有無（授業中、休み時間、放課後、後日）
 - *被害生徒...身の安全の確保 ・加害生徒...背景にある要因への理解
- ④聴取・指導内容と対応策の再確認、保護者対応検討
- ⑤保護者への報告
 - *できる限り家庭訪問、来校依頼（複数対応）
 - *報告内容の検討
 - ・事実を伝える（教師が見聞きした事実、関係生徒から聴取した内容）
 - ・根拠のない推測や憶測はしない
 - ・善後策を提示し、要望を傾聴しながら理解を得る。

⑥全教職員への周知

- ・学級内は担任
- ・学年内は学年主任
- ・学年間や重大事態は生徒支援主任

※生徒の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

(参考)

いじめ防止対策推進法 第23 条第 6 項

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

【対応後の取り組み】

- ①関係生徒の観察とケア
- ②保護者への報告・連携（再発防止に念頭を置きながら） 全教職員の共通理解・対応
- ③3ヶ月後を目途としていじめの解消の確認

7 重大事態発生への対処

次の状況が発生した場合には、重大事態が発生した旨、教育委員会に報告し対応する。

- ①いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- ②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
*生徒・保護者から、いじめにより重大事態に至ったとの申立てがある場合については、状況を確認し、確認後、重大事態が発生したものとして対処する。

(1) 重大事態の把握・調査

- ・「校内学びの支援委員会」「いじめ対策委員会」の緊急招集、調査の実施
- ・事実の整理

(2) 重大事態の報告、通報

- ・教育委員会への報告
- ・犯罪行為の可能性がある場合には、警察への通報、支援の要請

(3) 調査組織の設置、（札幌市教育委員会の指示による）

- ・いじめ対策委員会を基本の調査主体として調査委員を選定、校外の専門家への協力依頼

(4) 対応の実施

- ・教育委員会と連携した取組を進める
- ・被害生徒へのケア等の検討
- ・加害生徒への教育的支援の検討と実施

7 いじめ防止等に関する取り組みの年間計画

月	いじめ対策委員会	取組
4	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」の確認 ・生徒指導研修会 ・定例会議〈学びの支援、いじめ〉 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止基本方針」の周知（PTA集会、HP等） ・道徳の年間計画の策定
5	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会議〈学びの支援、いじめ〉 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒総会・旅行的行事
6	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会議〈学びの支援、いじめ〉 	<ul style="list-style-type: none"> ・悩みやいじめに関するアンケート ・教育相談
7	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会議〈学びの支援、いじめ〉（アンケート内容について） 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年健全育成協議会の実施 ・学期末懇談
8	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会議〈学びの支援、いじめ〉 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期休業明けの方針確認 ・子どもの命を見つめ直す月間
9	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会議〈学びの支援、いじめ〉 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの命を見つめ直す月間
10	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会議〈学びの支援、いじめ〉 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校祭
11	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導研修会 ・定例会議〈学びの支援、いじめ〉 	<ul style="list-style-type: none"> ・悩みやいじめに関するアンケート ・教育相談 ・合唱祭
12	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会議〈学びの支援、いじめ〉（アンケート内容について） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学期末懇談 ・学校評価アンケート（生徒・保護者）
1	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会議〈学びの支援、いじめ〉 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期休業明けの方針確認
2	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会議〈学びの支援、いじめ〉 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度末のまとめ・反省
3	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会議〈学びの支援、いじめ〉 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校関係者評価委員会の実施
通年	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議での情報交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の授業 ・集団の教育活動（学級学年活動、各種行事、部活動等）